

(案)

賃 貸 借 契 約 書

業務の名称 福島県情報通信ネットワークシステム新郡山合同庁舎ネットワーク機器賃貸借
賃借料の額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)
契約保証金 金 円也 又は 免除 (福島県財務規則第229条第1項第 号に該当)
賃貸借期間 令和8年4月1日から令和14年1月31日

上記の業務について、発注者「福島県」を甲とし、受注者「_____」を乙として、次の各条項により賃貸借契約を締結する。

(賃貸借物件)

- 第1条 乙は、この契約書に定めるものの他、福島県情報通信ネットワークシステム新郡山合同庁舎ネットワーク機器賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、物件の賃貸借業務を行うものとする。
- 2 乙は、前項により構築した物件を甲に賃貸するものとする。

(主任担当者の選任)

- 第2条 乙は、業務の履行のために連絡、確認等を行う主任担当者を定め、書面をもって契約締結後14日以内に相手方に通知しなければならない。主任担当者を変更したときも同様とする。

(技術者の能力)

- 第3条 乙は、本業務に携わる技術者を選任するに当たっては、本件業務を実施するに十分な技術力と経験を有する者を選任しなければならない。
- 2 甲は、乙の業務に従事する者のうち、業務の履行について著しく不適当だと認められるときは、乙に対しその交替その他必要な措置を求めることができる。

(役割分担)

- 第4条 業務の履行のために甲及び乙のそれぞれ行うべき作業及び双方が共同で行うべき作業の範囲は、甲乙協議のうえ定める。

(運搬責任)

- 第5条 業務における支給用品、資料等及び納付すべき物件の運搬は、乙の責任で行うものとし、その経費は乙の負担とする。

(権利及び義務の譲渡)

- 第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。
- 2 乙は、業務の処理を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない
- 3 前項の規定により、乙が業務の一部を第三者に委託し、若しくは請け負わすとき、乙はこの契約に規定する乙が遵守すべき事項と同様の義務を第三者に課するものとする。

(目的外使用の禁止)

第7条 乙は、本業務の履行による業務の内容を他の用途に使用してはならない。

(資料の提供)

第8条 乙は、本件業務の履行に関し、甲が所有する仕様書、図面、資料その他の資料及び情報が必要な場合には、甲に対しこれらの資料及び情報の貸与又は開示を求めることができるものとする。

- 2 乙は、甲から貸与又は開示を受けた資料・情報（以下、「開示情報」という）の正確性・有用性等について確認、検証の義務は負担しないものとする。
- 3 甲は、開示情報を乙に対し貸与又は開示するに当たって、乙がこれらの情報等を本業務の実施目的の範囲内で使用することにつき許諾する正当な権限を有していることを保証する。

(機密の保持)

第9条 甲及び乙は、本契約における「機密情報」を、本契約に基づき相手方から開示を受ける技術上・行政上等の情報であって、次の各号に該当するものと定義する。

- (1) 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録として開示される情報
- (2) 秘密である旨を告知した上口頭で開示される情報であって、口頭による開示後10日以内に当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により開示されたもの
- 2 甲及び乙は、相手方の書面による承認を得ず、本契約に関連して知り得た相手方固有の機密情報を、本契約期間はもとより、本契約終了後も第三者に対して開示、漏洩してはならない。
- 3 甲及び乙は、前各項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は、機密情報として扱わない。ただし、機密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。
 - (1) 開示の時点で既に公知のもの、又は開示後情報を受領した当事者の責によらず公知となったもの。
 - (2) 甲又は乙が開示を行った時点ですでに相手方が保有しているもの。
 - (3) 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
 - (4) 相手方から開示後に作成されたもので、相手方からの情報によらないもの。

(個人情報)

第10条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(甲の監査権)

第11条 甲は、第8条第2項及び第3項に規定する開示情報、第9条に規定する機密情報、第10条に規定する個人情報及びその他本事業の実施により蓄積される情報の利用、管理及び保管状況等に対して、定期的又は随時監査を行うことができるものとし、乙はこれに協力し必要な情報を提供することとする。ただし、監査費用は甲の負担とし、監査の対象事項及び方法の詳細については甲乙間が別途協議の上定めるものとする。

- 2 甲は、前項に規定する事項以外の事項に対しても、本件業務の実施状況等を調査するため甲が必要とする事項を監査できることとし、乙はこれに協力し必要な情報を提供するものとする。この場合は前項ただし書を準用するものとする。

(一般的損害)

第12条 甲は、甲及び乙の責に帰すことができない事由により生じた損害で、乙が善良な管理者

の注意義務を怠らなかったと認めるときは、損害額を認定し、その負担については賃借料の額を限度に甲乙協議して定める。

(第三者に及ぼした損害)

第13条 この契約の履行に関して、第三者に対して損害を及ぼした場合は、乙はその賠償額の責を負う。ただし、その損害が乙の責に帰することができない場合は、その負担について、賃借料の額を限度に甲乙協議して定める。

(事故等の報告)

第14条 乙は、業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告しその指示を受けること。

2 乙は、甲の指示に基づき速やかに必要な処置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(業務内容の変更等)

第15条 甲は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、賃借料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し損害の賠償を請求することができる。この場合の損害の賠償額については、甲乙協議して定める。

(事情変更による契約内容の変更)

第16条 契約締結後において、天災地変その他不測の事故又は経済情勢の激変により、契約内容が著しく不相当と認めに至ったときは、甲又は乙は、その実情に応じ相手方と協議の上、賃借料、第27条に定める納入期限、設置期限その他契約の内容を変更することができる。

(協議解除)

第17条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、残存する賃借料の額を直ちに乙に支払うものとする。

(甲の解除権)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第27条に定める納入期限を過ぎても、正当な理由がなく物件を納入しないとき。
- (2) 第27条に定める納入期限内に物件の納入が完了しないとき又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行にあたり、不正な行為をしたとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の検査の実施にあたり、検査を行う者の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。
- (5) 前4号に定めるもののほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (6) 乙が第21条の規定によらず契約の解除を申し出たとき。
- (7) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その

他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(8) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

2 甲が前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、以後の賃借料を甲に請求できないものとする。また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、賃借料を限度に甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変その他不測の事故等、乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合はこの限りではない。

3 前項の場合において、検査に合格した既納部分があるときは、甲はこれに相応する賃借料相当額を違約金の算定にあたり賃借料から控除する。

(苦情検討委員会からの要請など)

第19条 甲は福島県政府調達苦情検討委員会(以下「苦情検討委員会」という)から契約停止の要請を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。

2 甲は、苦情検討委員会から契約を破棄する提案が出された時は、契約を破棄することができる。

(契約が解除された場合等の違約金)

第20条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として賃借料又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、賃借料を限度として現実に生じた通常の直接損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能になった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の

規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、検査に合格した既納部分があるときは、甲はこれに相応する賃借料相当額を違約金の算定に当たり賃借料から控除する。

4 第1項の場合（第18条の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第23条の契約保証金の納付又はこれに変わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

（乙の解除権）

第21条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により、甲が物件の納入を中止させ、又は中止させようとする場合において、その中止期間が3ヶ月以上に及ぶとき。

(2) 第15条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、その契約金額が3分の2以上減少するとき。

(3) 甲が契約に違反し、その違反により物件の納入が不可能になったとき。

2 甲は、乙が前項の規定により契約を解除する場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この賠償額は、甲乙協議の上定める。

（解除に伴う措置）

第22条 乙は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

（契約保証金）

第23条 乙は、賃借料の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

2 乙は、現金（現金に換えて納付する小切手にあたっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）により前項の契約保証金を納めるものとする。

3 乙は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）（以下「財務規則」という。）第228条第2項に規定する担保の提供をもって第1項の契約保証金の納付に代えることができる。

4 甲は、乙が財務規則第229条第1項各号のいずれかの規定に該当すると認めるときは、乙が納入しなければならない契約保証金の納付を免除する。

（談合による損害賠償）

第24条 甲は、乙が、当該契約について次の各号のいずれかに該当するときは、第17条、第18条及び第21条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として賃借料の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措

置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

第25条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを賃借料の額と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、設置期限を繰り上げることができる。

（契約書作成の費用）

第26条 この契約書及びこの契約を履行するために必要な書類等の作成に要する費用は、乙の負担とする。

（物件の納入及び検査）

第27条 物件の甲への納入日（以下「履行期限」という。）は仕様書に定めるとおりとし、乙は仕様書に基づき納入した物件を甲に賃貸しなければならない。

2 乙は、物件の納入が完了したときは、遅滞なく甲に対して完了届を提出しなければならない。

3 甲は、前項の完了届を受領したときは、その日から10日以内に検査しなければならない。

4 検査に合格した日をもって、納入業務の終了とする。この場合、甲はその旨書面をもって乙に通知する。

5 前項において発生する経費は、すべて乙の負担とする。

6 検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合、甲は再検査の期日について、2項の規定を準用する。

7 検査期間内に検査合格の通知がない場合において、甲から書面による異議の申し出がないときは、検査は合格したものとみなす。

（契約内容不適合責任および不可抗力）

第28条 乙は第1条に定める物件につき契約内容不適合が発見され、甲からの書面による通知が、業務終了日から起算して1年以内に乙に到達したときは、その修補の義務を負うものとする。

2 前項の契約内容不適合の原因につき、乙の責に帰すべき事由がない場合には、甲は乙にその修補に要した費用を支払うものとする。

3 乙が、第1項に基づく修補を実施したにもかかわらず契約内容不適合が修正されなかったと

きは、その契約内容不適合が乙の責に帰すべき事由による場合には、甲はその契約内容不適合が直接の原因で現実が発生した通常の直接損害の賠償に限り、賃借料を限度として、乙に対して請求できるものとする。

- 4 乙が、業務の検査合格日後において、甲に対して負う契約内容不適合責任その他一切の責任は、第1項及び第3項に定める範囲に限られるものとする。
- 5 風水害、雷、地震その他の天災地変、爆発、火災、戦争、内乱、反乱、暴動、政府の規制、公権力による決定・命令・処分、輸送機関の事故、被災等による作業場所への立入不能、被災等による物品調達・作業員確保の不能、計画停電等の電力利用の制限による業務提供不能その他の不可抗力等の乙の責に帰することができない事由により本契約の全部若しくは一部の義務の履行に遅延をきたし、又は不能となった場合、乙は甲に対し責任を負わないものとする。

(乙の請求による業務の履行期限の延長)

第29条 次の各号のいずれかに該当する場合は、乙は甲に対し、遅滞なくその事由を付した書面により構築業務の履行期限の延長を求めることができる。

- (1) 甲による資料等の提供の懈怠、遅延、誤り等によって、乙の業務の履行に支障が生じるとき。
- (2) 天災その他不可抗力等、乙の責に帰することができない事由により、履行期限までに物件の納入をすることが困難になるとき。

- 2 前項の場合の延長日数は、甲乙協議の上定める。

(履行遅延の場合における遅延利息)

第30条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに業務を完了できない場合において、当該期限後において完了する見込みのあるときは、甲は乙から遅延利息を徴収して当該期間を延長することができる。

- 2 甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに当該期間の延長に関する契約を乙との間に締結するものとし、乙は、これに応ずるものとする。
- 3 第1項の規定による遅延利息は、当初の履行期限から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、賃借料の額に政府契約の支払防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる）とする。

(賃借料の支払い)

第31条 乙は、次項に記載の月額賃借料を当該月の翌月10日までに甲に対して請求するものとし、甲は、乙の履行実績が適正と認められるときは、請求書受領日から起算して30日以内に賃借料を乙に支払うものとする。

- 2 第1条に定める賃借料に係る月額については別表のとおりとする。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額についても別途記載する。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による賃借料の支払いが遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、賃借料の額に政府契約の支払防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる）の遅延利息の支払いを請求することができる。

(善良な管理者としての義務)

第32条 甲は物件の使用、維持にあたり、善良な管理者としての注意義務を払わなければならない

い。

(契約外の事項)

第33条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第34条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書2通を作り、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 賃借人 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県知事 内堀 雅雄

乙 賃貸人

(別表)

賃借料の月ごとの内訳

(単位:円)

(令和 8 年度)

	賃借料	左のうち消費税及び地方消費税の額
4 月	円	円
5 月	円	円
6 月	円	円
7 月	円	円
8 月	円	円
9 月	円	円
10 月	円	円
11 月	円	円
12 月	円	円
1 月	円	円
2 月	円	円
3 月	円	円
合計	円	円

(令和 9 年度)

	賃借料	左のうち消費税及び地方消費税の額
4 月	円	円
5 月	円	円
6 月	円	円
7 月	円	円
8 月	円	円
9 月	円	円
10 月	円	円
11 月	円	円
12 月	円	円
1 月	円	円
2 月	円	円
3 月	円	円
合計	円	円

(令和 10 年度)

	賃借料	左のうち消費税及び地方消費税の額
4 月	円	円
5 月	円	円
6 月	円	円
7 月	円	円
8 月	円	円
9 月	円	円
10 月	円	円
11 月	円	円
12 月	円	円

1 月	円	円
2 月	円	円
3 月	円	円
合計	円	円

(令和 11 年度)

	賃借料	左のうち消費税及び地方消費税の額
4 月	円	円
5 月	円	円
6 月	円	円
7 月	円	円
8 月	円	円
9 月	円	円
10 月	円	円
11 月	円	円
12 月	円	円
1 月	円	円
2 月	円	円
3 月	円	円
合計	円	円

(令和 12 年度)

	賃借料	左のうち消費税及び地方消費税の額
4 月	円	円
5 月	円	円
6 月	円	円
7 月	円	円
8 月	円	円
9 月	円	円
10 月	円	円
11 月	円	円
12 月	円	円
1 月	円	円
2 月	円	円
3 月	円	円
合計	円	円

(令和 13 年度)

	賃借料	左のうち消費税及び地方消費税の額
4 月	円	円
5 月	円	円
6 月	円	円
7 月	円	円
8 月	円	円
9 月	円	円
10 月	円	円
11 月	円	円

12 月	円	円
1 月	円	円
合計	円	円

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。